内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定
（令和3年12月10日一部改訂）
日本内航海運組合総連合会

1．はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（随時変更）、以下「対処方針」という。）」をはじめとする政府の諸決定[1]を踏まえ、内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

内航海運業は、国内貨物輸送全体の約 4 割、産業基礎物資輸送の約 8 割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、傘下事業者等（会員事業者、会員団体の会員事業者及びこれらの関係事業者）が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員事業者等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

---

1 ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
・新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症専門家会議資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

内航海運業者は、海上において乗組員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まり、職住を共にする労働環境の特殊性を十分に考慮し、乗組員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

特に、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路[2]や、感染リスクが高まる「5つの場面」[3]に留意し、個々の事業の様態等に応じた対策を実施することが重要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- 従業員(船舶の乗組員を含む)に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過

---

[2] 接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路
https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNE6923B63F7DB951385883787f4c0ef9fca223b84ba70988e031da3015671948e4564da9b9412

[3] 感染リスクが高まる「5つの場面」
https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

観察を行う。また、勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。（抗原簡易キットを活用した検査が可能な場合には、当該検査を実施する。）ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。

- 船舶の乗組員は、一定の間、船内に留まり生活を行うことになることを踏まえ、乗船中においても乗組員の健康状態を定期的にチェックする。また、乗船中の乗組員に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、4．船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。
- 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員については、医療機関を受診または「受診・相談センター」[4]への相談を指示する。
- 上記のほか、出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施することも推奨される。その際、検査の結果が陽性であった場合は、保健所に連絡して指示を仰ぐとともに、当該従業員に接触した他の従業員は、保健所の了承を得た上で、PCR 検査等の速やかに実施する。なお、抗原簡易キットの購入に際しては、以下の点に留意すること。

（抗原簡易キットの購入について）

・抗原簡易キットの購入にあたっては、

① 連携医療機関を定めること

② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること

が必要であることに留意する。

・具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照すること。

---

[4] 受診・相談センター一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

（令和3年6月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）
https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf
（令和3年8月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）
https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf

- その他、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用である。

（3）通勤

- 陸上の従業員については、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制 、週休 3 日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、公共交通機関を利用する従業員には、正しいマスクの着用[5](品質の確かな、出切れば不織布マスクを着用)や咳エチケット[6]、会話を控えること等を徹底する。
- 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

（4）勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的かつ正しい方法[7]での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。
- 従業員が、他の従業員とできる限り2メートル（最低1メートル）を目安に、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。従業員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す（品質の確かな、出切れば不織布を着用する。）。特に、複数名による共同作業など近距離が不可避な作

[5] 正しいマスクの着用法（https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4）
[6] 咳エチケット（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf）
[7] 手洗いの正しい方法（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf）

業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。

- ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で制服等に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにし、必要最小限の時間で行う。
- 勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用するとともに、外部の者が帰船後は、必ず手洗い、手指消毒等を実施する。
- 事務所内において（船内は構造上可能な範囲において）、適切な空調設備を活用した常時換気又は定期的に換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上。）を行う。なお、乾燥により、湿度が下がる場合は、設備・機器の状況に応じて可能であれば、湿度が40％以上になるよう適切な加湿を行うことを推奨する。また、換気に加えて、CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用について検討をおこなう。

（5）休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上（最低1メートル）を目安に距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密をいずれか一つでも防ぐことを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上（最低1メートル）を目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。
- 上記の場面等で、マスクを着用しないときは、会話を控える、又は会話をするときは、その都度マスクを着用することを徹底する。
- 入退室の前後の手洗いとともに、共有する物品についての定期的かつこまめな消毒を徹底する。
- 荷役作業がない日等においては、乗組員の不要不急の乗下船を極力避ける。なお、買い出し等のため乗下船を行う場合であっても、マスクの着用等の必要な感染防止策を講じた上で、最少人数とするとともに、用件が終わり次第帰船させる。

（6）トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位（ドアノブ、レバーハンドル等）は清拭消毒を行う。また、トイレ全体の換気を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- トイレを使用する際は、手洗いを徹底するとともに、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。なお、ハンドドライヤー設備は、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用できる。

（7）設備・器具

- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。
- 業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。
- テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、定期的に清拭消毒を行う。

  ※消毒方法は、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」[8]を参考とする。設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、上記 HP の情報を参考に当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。船内においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- 個別の作業スペースの換気に努める。

（8）部外者の立ち入り

- 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- 事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部

---

8 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。

- このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(9)従業員の意識向上

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」[9]や「『新しい生活様式』の実践例」[10]、感染リスクが高まる「5つの場面」を周知するなどの取組を行う。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

(10)その他

- 職場以外での感染リスクを考慮し、従業員に対しては、接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードや、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体が独自に導入している場合には、併せて当該システムの利用を推奨する。(COCOA をマナーモードで使用する場合には電源と Bluetooth を on にする。)
- 乗船中の乗組員については、緊急事態宣言下の港湾に於いて、不要不急の上陸は極力避ける。
- 上陸が必要な時は最少人数で業務を行う。
- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。
- オペレーター及びオーナーは、以上の感染拡大防止策について、適切に連携する。

○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

9 人との接触を８割減らす１０のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

10 『新しい生活様式』の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

４．その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課）」（別添）を参照の上、適切に対処する。

（以上）

ガイドライン記載事項確認シート

【確認の手順】
① 下記の項目について記載されていることを確認し、ガイドライン中の記載ページ及び行を記載。
（◎必須と考えられる事項、〇必須ではないが、推奨される事項）
②ガイドライン中に記載しない場合は理由を記載。

項目				該当ページ	該当する行	該当箇所・タイトル名	記載しない理由	案文例
□	①	**感染リスクが高まる「５つの場面」や接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた、業種別のリスク評価及び感染防止策の実践**	◎デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策の検討。 ◎特に、感染リスクが高まる「５つの場面」が具体的にどこに該当するのか業界・業種の特性に応じて検討・評価し、その場面に重点を置いた対策を明記。とりわけ、どのような場面で感染リスクが高まるか理解を促す。 （場面１）飲酒を伴う懇親会等 （場面２）大人数や長時間におよぶ飲食 （場面３）マスクなしでの会話 （場面４）狭い空間での共同生活 （場面５）居場所の切り替わり ◎三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。	2	7	２．感染防止のための基本的な考え方		・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輌内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。） 具体的には．．。 ・特に、感染リスクが高まる「５つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。 （場面１）飲酒を伴う懇親会等 具体的には．．． （場面２）大人数や長時間におよぶ飲食 具体的には．．． （場面３）マスクなしでの会話 具体的には．．． （場面４）狭い空間での共同生活 具体的には．．． （場面５）居場所の切り替わり 具体的には．．． ・三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。
□	②	**正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底**	◎デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク着用と咳エチケットを周知・掲示徹底。 ◎飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える。 ◎十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。	4	19,31	３．講じるべき具体的な対策 （３）通勤 （４）勤務		・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。 ・マスクを持参していない顧客（従業員、利用者などガイドラインに合わせる）には、マスクを配布もしくは販売する。 ・十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
□	③	**大声を出さないことの徹底**	◎デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、大声を控えていただきたい旨の周知・掲示徹底。 ◎マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨周知。 〇大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意する。	5	26	３．講じるべき具体的な対策 （５）休憩・休息	船内業務では、大声での会話を控えるのは困難であるため、休憩時の取扱いとして記載。	・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。 ・職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。 ・大声を出す者に注意喚起ができるように、警備員等に必要な指導を行う等、適切な体制を整備する。※イベントなど。 ・大音量のＢＧＭは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされるところであり、（業界・業種により）BGMの音量を上げすぎることがないよう留意する。
□	④	**手洗・手指消毒の徹底**	◎こまめな手洗の徹底及びアルコール等の手指消毒液設置・使用徹底。	4	25	３．講じるべき具体的な対策 （４）勤務		・デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
□	⑤	**消毒の徹底**	◎施設内共用部（出入口、休憩室・更衣室・食堂・喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒徹底。	6	1,10,16	３．講じるべき具体的な対策 （６）トイレ （７）設備・器具		・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。
□	⑥	**換気徹底による密閉回避・保**	◎適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底。 ◎乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。 〇換気に加えて １　CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。 ２　HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可。 ※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。	5	11	３．講じるべき具体的な対策 （４）勤務		・デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。 ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。 ・また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。 ・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。 ※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
□	⑦	**密集の回避**	◎休憩時間や待合場所、車輌内部や共同生活空間等での密集回避。 ◎密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・動線の確保、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保の徹底。	4 5	28 23,26	３．講じるべき具体的な対策 （４）勤務 （５）休憩・休息		・人が滞留しないよう動線を確保する。 ・休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。 ・車輌内部や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図る。
□	⑧	**身体的距離確保による密接回避**	◎できるだけ２ｍ（最低１ｍ）の間隔確保。 ◎列にマークをつける等、身体的距離を確保した整列。	4	28	３．講じるべき具体的な対策 （４）勤務		・人との間隔は、できる限り２ｍを目安に最低１ｍ空ける。 ・（整列をさせる場合には）列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す。
□	⑨	**飲食の制限**	◎飲食等による感染防止の徹底。 ◎飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。 ◎食事中以外のマスク着用徹底、過度な飲酒の自粛。 ◎椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避、アクリル板等パーティーション設置等実施。 ◎人数制限や利用時間をずらす工夫。	5	23,26	３．講じるべき具体的な対策 （５）休憩・休息		・飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定する。食事中以外のマスク着用を徹底し、感染状況に応じて飲酒を自粛するか、過度な飲酒を避ける。 ・椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。 ・顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。 ・テーブル上に区切りのパーティーション（アクリル板等）を設置する。 ・人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
□	⑩	**利用者の制限**	◎入場時の検温等、有症状者（発熱又は風邪等の症状）の入場を防止する措置実施。	2 6	29 28	３．講じるべき具体的な対策 （２）健康管理 （８）部外者の立ち入り		・来場前の検温の実施を要請し、平熱を超える発熱がある場合には来場を見合わせるよう要請する。 ・規模や内容に応じて適切な検温方法を検討、実施する。平熱を超える発熱や軽度であっても咳などの風邪の症状がある場合は、入場を断る等の措置をとる。
□	⑪	**利用者の把握**	◎事前予約制、あるいは入場・入店時に連絡先の把握。 ◎接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録 ◎利用者のQRコード読取奨励。 ◎接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。	7	15	３．講じるべき具体的な対策 （10）その他		・来場者の氏名及び連絡先を把握する。 ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知する。 ・接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨する。 ・利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知する。

	項目			該当ページ	該当する行	該当箇所・タイトル名	記載しない理由	案文例
□	⑫	**従業員の行動管理・検査の更なる活用と徹底**	◎有症状者（発熱又は風邪等の症状）の出勤自粛。体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。 ◎感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。 ◎ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。 ◎職場における検査の更なる活用・徹底を図る。 ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。 ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。 ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。 ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してＰＣＲ検査等を速やかに実施する。 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 1　連携医療機関を定めること 2　検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること 3　国が承認した抗原簡易キットを用いること が必要 ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。 https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf （令和３年６月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」） https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf （令和３年８月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」） ・また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。 〇ワクチン接種については、厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。 ※上記URLは、適宜最新のものに更新を行うこと。	2～4 6 7	P2,29～P3,11 15 5	3．講じるべき具体的な対策 （２）健康管理 （７）設備・器具 （９）従業員の意識向上		・従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。 ・感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。 ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。 ・ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。 1　普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。 2　体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。 3　出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。 4　抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してＰＣＲ検査等を速やかに実施する。 5　抗原簡易キットの購入にあたっては、 ① 連携医療機関を定めること ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること が必要。 6　これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。 https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf （令和３年６月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」） https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf （令和３年８月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」） 7　また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。 ・ワクチン接種について厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
□	⑬	**対面時の接触回避**	◎人と人が対面する場所での、身体的距離の確保またはアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽。 ◎電子マネー等非接触決済の導入奨励、支払時のコイントレーの使用。 ◎店員・従業員と客が対面する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用に留意すること。 ◎会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用に留意すること。 〇オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進すること。	4	28	3．講じるべき具体的な対策 （４）勤務		・人と人とが対面する場所（対面の販売所・カウンターなど）では、アクリル板や透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。 ・接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。 ・会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。 ・オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。
	⑭	**遠隔での業務の推進**	〇事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の積極的に検討。 〇会議等を行う場合のオンラインでの実施の検討。 ※業態により遠隔業務が困難な場合には記載不要。	4	14	3．講じるべき具体的な対策 （３）通勤		・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に検討する。 ・遠隔地との会議については、必要に応じオンラインでの実施等を検討する。 ※業態により遠隔業務が困難な場合には記載不要。
□	⑮	**共用部での対策徹底**	1　休憩スペース（食事スペース、喫煙スペース等を含む。） ◎（食事、喫煙を含む）休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m顔の正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。 ◎食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。 ◎休憩スペースの常時換気。 ◎共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。 ◎入退室前後の手洗い徹底。 ◎車輌での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。 2　トイレ ◎手洗の徹底。 ◎共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 ※なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。 3　ごみ捨て ◎鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。 ◎マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。	5 6	18 4	3．講じるべき具体的な対策 （５）休憩・休息 （６）トイレ		・休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。 1　（食事、喫煙を含む）休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。 2　食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。 3　休憩スペースの常時換気。 4　共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。 5　入退室前後の手洗い徹底。 ・車輌での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。 ・トイレでは、手洗を徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。 ※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。 ・ごみ捨ての際は下記の点に注意する。 1　鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。 2 マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。
□	⑯	**チェックリスト**	◎業種別ガイドラインの要点を事業者及び現場の人々の理解を促進するため,チェックリストを各業界でまとめ、現場で活用する。リストはガイドラインの別添とし、HPへの公表や職員等への配布を行って活用する。				ガイドラインの改訂内容を踏まえ、別途対応予定	・ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策を徹底すること。

意見聴取した専門家（所属・氏名）	福島県立医科大学医学部（臨床医学系） 金光教授
掲載予定ＨＰのＵＲＬ	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
所管府省庁課室名	国土交通省海事局内航課

※HP公開にあわせて、ガイドラインならびにチェックリストのセット版（PDF）を提出すること。
※ガイドラインの初版作成日と最終更新日がわかるようにガイドラインの冒頭に明記してください。